

浦谷町

農業委員会だより



UP(アップ)ファーム の皆さん(上町区)

農事組合法人UPファームは、集落営農組織や個別農家からの転作作業受託を主な事業として、平成20年5月棟方さんが代表理事となり、5人で法人を設立しました。

写真左から木村溥さん、大橋信夫さん、棟方修孝さん、宮崎光善さん、佐々木隆雄さん

経営内容

大豆 30.9ha
小麦 6.4ha



男澤裕美さん (太田区)

経営内容

水稲 340a
転作 170a
小麦 100a
飼料用作物 43a
露地畑(フロコリー) 15a
ビニールハウス 750坪
シュンギク、ミスナ、ホウレンソウ、モロヘイヤ

主な内容

- 会長・新農業委員の紹介 …… 2
- ホットニュース …… 3
- 認定農業者との懇談会 …… 4~5
- 農家紹介 …… 6
- 農業者年金 …… 7
- 農地転用・編集後記 …… 8

◀ 鹿飼沼の古代蓮



農業委員会が発信する 涌谷の農業情報、 ぜひご覧ください



涌谷町農業委員会
 会長
 佐竹 栄一

皆様には日頃より農業委員会の運営、活動につきまして深いご理解と格別のご支援を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、今年6月17日に「農地法等の一部を改正する法律」が参議委員本会議で可決・成立されました。今回の改正では、農業委員会が果たすべき役割がきわめて重要となり、国、県、市町村行政において体制の

整備と活動を協力を支援することが望まれています。また、農業委員会組織自らも改革の取り組みが必要となります。

ご承知のように、2年前から農政の大改革といわれました品目横断的経営安定対策を始めとする諸施策がスタートしておりますが、今日の農業を取り巻く環境は、担い手や農業後継者の減少、超高齢化社会の到来

等構造的な課題に加え、国内外の産地間競争の激化、食糧自給率の向上などまことに厳しいものがございます。

私たちが農業委員会といたしましては、農業及び農業者の公的代表機関として地域の農業生産を担う意欲的な農業経営者、とりわけ集落営農や将来の法人化に対応できる担い手の確保・育成に積極的に取り組むと同時に、増加の一途を辿っている遊休農地の解消など、より地域に根ざした農業委員会として更なる進展を目指し、皆様方のご期待に添えるように決意を新たにしておりますので、より一層の御支援、御指導をお願いいたします。

新農業委員紹介



上野 晴道
 (1区)
 農業共済組合推薦

これまで3年間にわたり、共済組合推薦委員として活躍されました西條國吉委員に替わり、上野晴道委員が新たに選任されました。

農業委員になって

このたび、大崎農業共済組合の役員改選にともない農業委員に推薦されました。3ヶ月を経過し、その間毎月の定例総会、研修会等に出席するたびに、農業委員の責任の重大さを改めて痛感しております。

現在の農業を取り巻く状況は、専業農家ほど厳しい状態にあります。この厳しい農業情勢のなか涌谷町の農業の発展と地域農業の振興のため、農業者の代表として信頼される農業委員をめざし努力する所存ですので、ご指導をよろしくお願いたします。



ホットニュース

「全農肉牛共励会」で名誉賞を受賞した 土井さんに聴きました

岸ヶ森区 土井 義 宣 さん

東京都中央卸売市場食肉市場（芝浦）で、7月3日開催された「第11回全農肉牛枝肉共励会」黒毛和牛の部（去勢）で岸ヶ森区の土井義宣さんが、全国から出品された300頭の中でチャンピオン（名誉賞）の栄冠に輝きました。

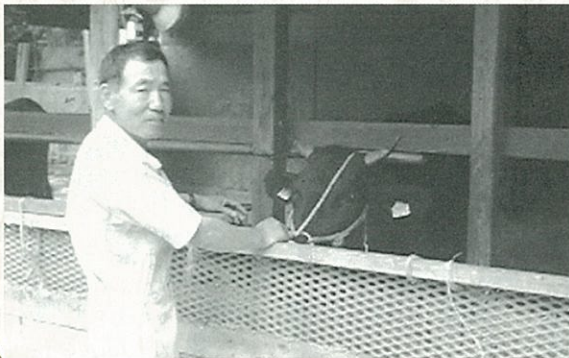
出品牛については、父が「北平安」、母の父が「平茂勝」、母の祖父が「北国7の8」。販売価格は、1kgあたり10,620円（税込）でした。（最近のA-5ランクの1キロあたりの平均価格は2,100円）

上手な肥育の秘訣を尋ねたところ、特別な技術は特になくエサも普通（JA）のものだし、ストレスをかけないように、生後12・13ヶ月から25・26ヶ月ころのエサの与え方やビタミンのコントロールをしており、導入先が鹿児島や青森からの良い血統ものが多い。

稲作も難しいところがあるが、肥育も難しい。肥育は「おもしろいところもある」が危険なところもある。いわば宝くじを当てるような「夢追い産業」のようなものだと言われた。

肥育期間	名号	生年月日	産地	父	母の父	母の祖父
31月	北平勝	H18.11.10	宮城	北平安	平茂勝	北国7の8

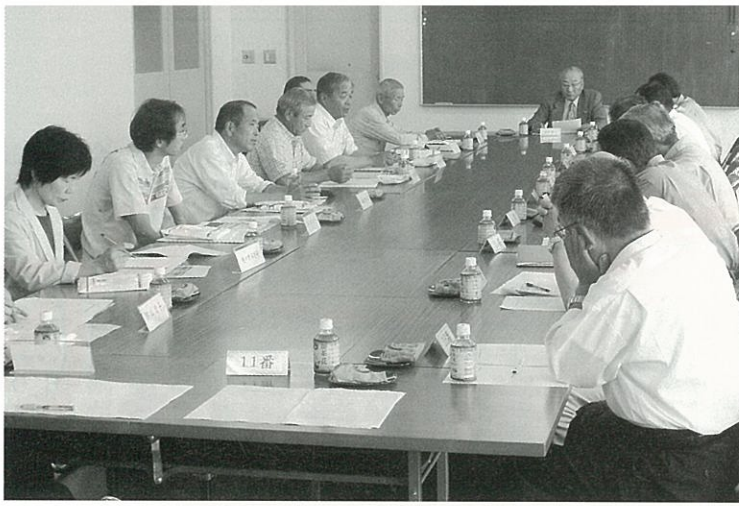
ロース芯面積	バラ厚	BMS NO	BCS	枝肉集量
68cm ²	10.5cm	12	3	502kg



認定農業者と懇談会

去る6月23日、涌谷町役場において認定農業者と農業委員の懇談会が開催されました。特にテーマは設けず懇談の中からこれからの探ろうと、9人の認定農業者にご出席いただきました。

それぞれの活発な有意義な発言をいただきました。



自己紹介と農業に携わるようになったきっかけ?

佐々木 寿幸さん(上郡1)

施設野菜と稲作で、1300坪のハウスで小ネギを栽培しています。一番は親父の背中を見て育ったのが大きなきっかけで自然に入れた。

西山 宏子さん(下小塚)

今のところ稲作しかやっておりませんが、夫が昨年亡くなったので認定農家となった。

佐々木 みさ子さん(上町)

嫁いだ時は兼業農家でしたが、何とかして農地をまもらなければということでも私が勤めを辞め、家にいるようになり、最初のきっかけは施設でお小遣い稼ぎにとハウレンソウを作り、「一東50円」で売れたのが励みになり規模拡大、今、直売所にも力を入れている。夫より先に認定農業者になった。

千葉 利一さん(岸ヶ森)

肥育牛と稲作の複合で、父の体が弱くなったので本気になって農業をはじめた。

後藤 想一郎さん(短台)

キュウリと2年前から担い手というところで、転作の大豆を作っています。地域の皆さんから助けられながらやっております。

佐藤 義昭さん(11区)

水稲をメインに長芋を1haくらい、いま根菜類に力を入れていきます。きっかけは農家の跡取りなので自然にはじめました。昔の家族労働をしていた時の水稲は3倍、畑作も3倍くらい規模拡大していますが、収益はまだまだです。

浅野 邦夫さん(吉住)

就農のきっかけは農家の長男だからと言うことで就農いたしました。現在、ミニライスセンターを持って、農事組合法人吉住米麦で45haの農地を請け負い、米・麦作です。

及川 恭一さん(2の1区)

38年間、兼業農家で来ましたが、昨年4月、認定農業者になりました。農家の長男で元々、55歳くらいまで勤め、後の余生を息子と一緒に農業をやろうと思っていました。なかなか会社を辞められなくなって定年まで勤めました。

久道 長次郎さん(9の3区)

小ネギと稲作をしております。20数年前に小ネギ栽培を3人で始めました。ハウレンソウをしたが連作障害でうまくいかなかった。別の作物はないかと探したところ小ネギの栽培となりました。

農業をしてきて良かったこと?

及川 会社は厳しい。農家は自分の裁量で出来るのが魅力。

西山 大冷害の時、自分の家で食べる分だけでも取れた。

佐藤 長芋を直売所に出荷しているが、「お宅の芋でないとダメ」と言われた時、嬉しかった。

久道 普及センターでもわからなかった小ネギの栽培技術を習得した時。

佐々木(寿) 市場では名前を表記せず番号になっているので、市場関係者が私のネギの番号を「良いネギだね」と言われた時、嬉しかった。

今、テーマにしたいこと、一番困っていること、意見要望？

及川さん 認定農業者になつて2年になるが、担い手支援センターの親密な指導を。

大友課長 現状を聴いて相談するのが担い手支援センターの使命です。農家の方々の立場を十分理解しながら、対応したいと思いません。

役員をしているが、農業委員の役割が全然見えてこない。
西山さん 防除について未整備地区にラジヘリ防除できないか。
佐々木長市委員 涌谷のほぼ全てとは行かないまでも可能な場所はラジヘリでやろうという方向性は持っている。



浅野さん 農地法の改正等があるようですが、農業委員会の事務が農家に伝わって来ない。頻繁に情報発信して下さい。
佐竹会長 予算的なこともあり、難しいが出来るだけ多く発行したい。
佐々木みさ子さん 農業委員に、認定農業者だけでなく地域で農業を頑張っている女性・色々問題を抱えて従事している方々の意見を

拾い、何らかの情報発信されたい。
佐々木寿幸さん 自分より若い新規参加者がどんどん出てくるようバックアップされたい。
司会 私も10年間のサラリーマンのち農業を始めました。何のために農業を始めたのかを考えなくてはいいけないと常々思っています。ですから始めに農業を始めたいかとか農業をやっ

ご出席頂いた皆さん

- 2の1区 及川 恭一さん
- 9の3区 久道 長次郎さん
- 11区 佐藤 義昭さん
- 下小塚区 西山 宏子さん
- 上町区 佐々木 みさ子さん
- 上郡2区 佐々木 寿幸さん
- 岸ヶ森区 千葉 利一さん
- 吉住区 浅野 邦夫さん
- 短台区 後藤 想一郎さん
- 司会 畑岡委員

て良かったことを皆さんにお伺いしました。ところがそれだけでは生きて行けないとは思いますが。このような場を交流と意見交換の機会として、皆さんが今後も活躍され、涌谷の農家の人達ももっと元気になつてもうえればと思います。

市場出荷から

直売所での販売へ

長根区 大川

茂さん

サラリーマンから転職し、
専業農家としてのスタート
は、水稲+養豚の複合経営
でした。

養豚は豚価の下落により
撤退し、夏秋キュウリ・レ
タス等の露地野菜へと転換
しましたが、台風で一夜に
してキュウリが全滅したの
を契機に、施設キュウリ6
00坪の経営に移行、現在
は労力的限界によりキュウ
リをやめ早出スイートコー
ン・水菜等と露地のスイー
トコーンを組合せて作付け
しています。稲作は機械の
更新はせず、営農組合へ基
幹作業は委託し、構成員に
もなっております。

収量は天候に価格は市場
に左右され続けてきたが、

自ら価格設定できる直売所
の存在意義は大きく、現在、
販売の主流は直売所対応で
す。

農業委員として

昨年、担い手不足・耕作
放棄地の増大・自給率低下
等深刻な問題が山積してお
りますが、なぜこのような
事態となったのか
しつかり検証され
るべきであります。

単に農業政策と
してではなく国土
保全の管理的役割
国民の命を守り育
む食料を海外に求
めてよいのか、い
わゆる食料安保の

大川さんの経営内容

水稲	180a
転作	170a
小麦(集団転作)	135a
飼料用米	12a
スイートコーン	6a
園芸用施設	17a
露地畑	65a
鉄骨ハウス	20a

観点等から国民的合意に基
づく長期的展望に立つての
政策樹立が切望される。
緊急問題は担い手の確保・
育成であろう。一定規模の
認定農業者、集落営農組織
の法人化への移行などこれ
までの農村・農民の意識の
大転換が求められ、問題も
多くあるが担い手が安心し
て農業生産に打ち込める条

件整備に少しでも寄与して
行くことが我々の大きな役
割と考えています。



▲妻一子さんと朝4時からのトウモロコシの出荷

全国農業新聞

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

©全国農業会議所 2009
〒102-0084
東京都千代田区
二番町9-8
中央労働基準協会ビル

発行所 全国農業会議所 電話 03-6910-1130

●ホームページ <http://www.nca.or.jp/shinbun>
●購読料 1か月600円・年刊7,200円(税込)
お申し込みは、お近くの農業委員会へどうぞ

農業者の皆さん、 老後の備えは万全ですか？



老後生活は こんなに長い！

65歳からの平均余命は…

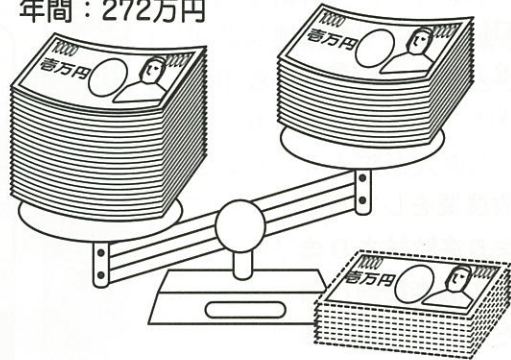


老後生活は、こんなにお金がかかる！

夫婦2人の場合

老後の家計費
年間：272万円

国民年金だけでは…
年間：158万円



年間：114万円 (1か月あたり約10万円) **不足**

農業者年金は老後生活をごっちりサポート



農業者年金のメリット

- 少子・高齢時代に強い積立方式の年金！
- 終身年金で80歳までの保証付き！
- 支払った保険料は全額社会保険料控除！
- 手厚い政策支援！ 保険料に国庫補助も

～農業者の方なら広くご加入いただけます～

公的年金
ならではの
税制上の
優遇措置

一定の要件を満たす方に月額最高1万円、
通算すると最大で216万円

農業者年金の試算額

加入年齢	納付期間	試算額		
		性別	保険料2万円	保険料3万円
20歳	40年	男性	91万円	136万円
		女性	79万円	118万円
30歳	30年	男性	60万円	90万円
		女性	52万円	78万円
40歳	20年	男性	35万円	53万円
		女性	31万円	46万円
50歳	10年	男性	16万円	23万円
		女性	14万円	20万円

※この試算は、65歳までの付利率が2.30%、65歳以降の予定利率が1.55%となった場合の試算です。
付利率2.30%は農業者年金において期待される運用収益をもとに設定した率、予定利率1.55%は農林水産省告示（H21.4.1施行）により定められている率です。

保険料支払いによる節税効果の試算（所得税・住民税）

税率	保険料の額が		
	月額2万円 (年額24万円)の場合	月額5万円 (年額60万円)の場合	月額6.7万円 (年額80.4万円)の場合
15%の場合	36,000円	90,000円	120,600円
20%の場合	48,000円	120,000円	160,800円
30%の場合	72,000円	180,000円	241,200円

●各欄の金額が節税効果で、保険料支払い後も適用される税率に変動がないものとして試算しています。

老後の備えは、
農業者年金で安心！

農業委員会だより 編集後記

今回の認定農業者への取材を「懇談会」という形での初めて企画しました。出席いただいた方々に改めて御礼申し上げます。

話は深みにまでは至らず次回への宿題となりました。意図したところは、農業に限らず経営には入口と出口があるということでした。

入口は動機、出口はお金という結果です。懇談会では入口の話に重きを置きました。

日頃私たちは何故農業をしているかを考える機会があまり多くはありません。今回の皆さんのお話の中に共感をもたれた人もたくさんおられると思います。

しかし、ここにとどまることなく農業委員会は、出口である農業所得の向上に向けて農業者の利益を守るために代表者として声をあげて行かねばなりません。「入口にあって出口を考え出口にあって入口を忘れず」。皆様の知恵を集められたらいいなと思っています。(s)

編集委員長 畑岡 茂

編集委員 佐藤時雄、大友利明
高成貫治、佐々木慶一
日野善勝

わくや農業委員会だより

第3号

平成21年8月17日

編集：涌谷町農業委員会

〒987-0192

涌谷町字新町裏153番地2

☎0229-43-2120

撮影：菊地 吉夫さん（9の3区）



▲上郡相野沼の蓮

農地転用には 許可・届出が必要です!

《農地転用とは?》

農地を農地以外にすること。宅地や道路、資材置場、駐車場、山林などの用地に転用することをいいます。

業
委
員
会
へ
事
前
に
ご
相
談
下
さい。
転
用
申
請
の
手
続
き
に
つ
い
て
は、
農

農地法第4条申請

農地の所有者が自ら転用を行う場合です。

農地法第5条申請

農地を持っていないひとが転用を目的に農地を買ったり、借りたりする場合です。

申請人

申
提
書
出

- 申請締切……毎月10日
- 審査……毎月23日前後
- 總會……毎月25日前後

許
可
通
知

農業委員会

申
進
書
達

許
可
通
知
(
経
由
)

県知事